

## 住宅用家屋証明申請時必要書類

○ 確認(提示)書類

◎ 提出書類

		自分が建築主の場合				新築家屋を購入した場合				中古物件を購入した場合	
		特定認定長期優良住宅以外		特定認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅		特定認定長期優良住宅以外		特定認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅			
		入居済	未入居	入居済	未入居	入居済	未入居	入居済	未入居	入居済	未入居
建築確認済証または検査済証	コピー可	○	○	○	○	○	○	○	○		
表示登記済書〔登記簿謄本、登記事項証明書(※1)、登記完了証(※2)のうちいずれか。必要な情報がすべて記載されているもの〕	コピー可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住民票の写し	コピー可	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎
売買契約書または所有権譲渡証明書(登記原因証明情報)	コピー可					○	○	○	○	○	○
家屋未使用証明書(原本)						◎	◎	◎	◎		
申立書(原本) ※3			◎		◎		◎		◎		◎
現住家屋を処分する証明書類											
売却する場合………売買契約書	コピー可		◎		◎		◎		◎		◎
賃貸を解約する場合……現住家屋の賃貸契約書	コピー可		◎		◎		◎		◎		◎
社宅等の場合………その証明書	コピー可		◎		◎		◎		◎		◎
親族が引き続き住む場合……その親族の申立書(原本) ※4			◎		◎		◎		◎		◎
長期優良住宅・低炭素住宅建築等計画認定申請書の副本 ※5	コピー可			○	○			○	○		
長期優良住宅・低炭素住宅建築等計画認定通知書 ※5	コピー可			○	○			○	○		

(※1 オンライン登記情報提供制度を利用する場合は、登記情報ごとに発番される10桁の照会番号が必要です。)

(※2 登記完了証は、電子申請に基づいて建物の表題登記を完了した場合に、登記完了証として交付された書面及び電子公文書として交付された登記完了証を印刷したものに限り、提示します。)

(※3・※4の様式は建築課にあります)

(※5 譲受人が未定のまま認定を受け、認定後に決定し変更の認定を受けた場合は、これに加えて変更認定申請書の副本及び変更認定通知書(コピー可)が必要です。)

※ 租税特別措置法施行令第42条の2の2に規定する特定の増改築がされた家屋で宅地建物取引業者から取得した場合の必要書類については、お問い合わせください。